

いじめ防止対策基本方針

1. いじめ防止に関する基本認識

本校のすべての教職員は、「いじめはどの子どもにも、どの学校・学級にも、いつでも起こりうる」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」との認識のもと、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、児童をしっかりと見つめ、いじめのない学校をつくるために、「いじめは重大な人権侵害であり絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との強い姿勢で指導を行う。

①児童の立場に立つ

児童一人ひとりを人格のある人間として、その個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行うために、教職員の人権感覚を高め、児童の立場に立ち、守りきるという姿勢を養う。

②児童を深く理解する

集団の中で厳しい課題を有している児童について、児童の表情のうらにある心の叫びを敏感に感じとる感性等、教職員自身の児童を深く理解する資質・能力を高める。

③いじめの未然防止につながる研修の充実

教職員の資質・能力を高めるため、児童の現状や課題に即したテーマの設定や研修の形態を工夫し、児童に対する肯定的理解を深め、児童の自尊感情を高められるよう努める。また、いじめの事象に関する事例研究を通して実践的な対応方法の検討や、日々の児童の言動や人間関係の把握などに努める。

2. いじめの未然防止

①人権が尊重された学校

いじめを未然に防止するためには、児童たちがお互いを尊重し合い高め合い、いじめを許さない集団となることが大切である。そのためには、日々の学校教育活動が児童の人権を尊重し、児童の自己実現につながる取組みとなるよう努める。

②道徳・人権教育の充実

友だちの願いや思いを共感的に受けとめることのできる豊かな感性や、仲間とともに問題を主体的に解決していこうとする実践的な態度の育成等、人権尊重の教育の充実を図り、いじめをなくす実践力を培う。

③互いに支え合う集団づくり

いじめの問題が、当事者間だけではなく、クラスや学校全体の課題であるとの認識を育むように努める。また、信頼と協調に基づく人間関係の形成が集団の構成員一人ひとりにとってプラスであるとの認識を育む。

④わかりやすい授業づくり

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっている場合があることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたりわかりやすい授業づくりを推進する。

⑤情報モラル教育の推進

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメール、携帯ゲーム機のチャット機能等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくい。そのため、高学年を対象にネットいじめプログラムを利用し、ネット上のトラブルの未然防止に努める。保護者においてもこれらについての理解を求めるとともに、懇談会等を利用し啓発を進める。

⑥いじめ防止対策のための組織

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、人権教育主担、各学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、（スクールソーシャルワーカー）を構成員とし、「校内いじめ防止対策委員会」を設置する。

本委員会において、生徒指導主任を中心に、いじめ防止に向けた取組みについて定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組みの工夫改善に努める。

3. いじめの早期発見

①早期発見のための体制づくり

隠匿性が高いといういじめの特性を考え、いち早く児童の変化に気付くための感性を持ち、早期発見できる生徒指導体制を構築する。また、授業や学級経営等の日頃の教育実践の悩みを気軽に話し合える「風通しの良い」職場づくりに努める。

②児童の願いや思いを受け止める

日頃から休み時間等に児童たちの活動に積極的に加わり、声かけをするなど、様々な場面での児童の様子を把握することで、教師が予断をもった判断をせず、児童たちの表面的な言動の裏に隠された願いや思いを受け止める。

③「学校いじめ防止対策委員会」への報告

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

④保護者と情報を共有する

保護者との連絡帳や電話による報告・連絡・相談や家庭訪問などを適時行い、学校と家庭が緊密な連携協力を図る。

⑤定期的なアンケート調査、教育相談の実施

1学期、2学期、3学期の計3回、生活アンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

生活アンケート実施後、アンケートの結果をもとに、教育相談等を実施する。また、いじめの有無に関わらず学校生活に不安のある児童に対しては教育相談を行い、不安解消に努める。

いじめアンケートは、実施年度を含めて、3年間適切に保存する。

4. いじめに対する措置

①人権に配慮した継続した教育相談

受けた相談に対して、その解決に向けた学校の対応方針を児童や保護者に伝え、児童の思いを尊重し、プライバシーに十分配慮したうえで、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図る等、関係機関等と連携し解決に向けた取組みをすすめる。

②組織としての機動的対応

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに校内いじめ防止対策委員会に報告し、その方針にもとづき、いじめ事象の当事者全てのケアができるよう情報の共有・きめ細かな連絡相談、関係機関との連携等、組織的な対応を行う。

③いじめられた児童のケア

いじめられた児童の心のケアが最重要であると認識し、児童の願いや思いに寄り添い共感的に受け止め、問題解決のための具体的方針を打ち出す。

④いじめに関わった児童への指導

指導に際しては、いじめに関わった児童が、いじめられた児童の思いに至り、人権尊重の立場に立った行動ができるようにすることが大切である。そのためには、いじめに至った直接的な要因に対する指導と併せてその児童が持つ背景（生活面・学習面の困難さ等）を十分に踏まえた組織的・継続的な指導が必要である。

⑤いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめに係る行為が少なくとも止んでいる状態が3か月以上経過していること。また、被害児童本人及びその保護者に対し、面談等を行い、被害児童がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないと確認できたことをもって、いじめが解消している状態であるとする。

5. 重大事態への対処

いじめにより児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「重大事態」として次の対処を行う。

①重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合はただちに教育委員会に報告する。教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

②事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、どこで、誰から（誰が、誰を、誰と）行われ、どのような様態（何を、どのように、なぜ）であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応をしたか（聞き取りの照合）などの事実関係を網羅的に明確にする。現場に行き、こどもの動き、言動の程度等の確認をする。

③調査結果の提供及び報告

いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を報告する。情報の提供に当たっては他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

④重大事態の申立て

児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

6. 特に配慮が必要な児童について

学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

<特に配慮が必要な児童>

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（被災児童）

7. 関係機関について

相談窓口 堺市立浜寺東小学校 072-265-1141

学校以外の相談窓口

こども電話教育相談 こころホーン（24時間対応）

072-270-5561

面接教育相談（ソフィア堺）（対象は小中学校児童生徒）

072-270-8121（火～土 午前9時～午後5時30分）

面接教育相談（人権ふれあいセンター）（対象は小中学校児童生徒）

072-245-2527（火～土 午前9時～午後5時30分）

学校教育部生徒指導課

072-340-3478（月～金 午前9時～午後5時30分）